お年寄りの暮らしを支えます
高齢者福祉サービスいろいろ

市では、高齢者(市内に住む65歳以上の人)の皆さんが、心が触れ合い安心して暮らせるために介護予防や生活支援など、さまざまなサービスを提供しています。

お年寄りの状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

生活支援事業

●はり・きゅう・マッサージなどの利用助成事業

70歳以上の高齢者に、はり、きゅう、マッサージ、または指圧に掛かる費用の一部を助成します。

※市に登録された業者を利用した場合のみ。

助成額／1回当たり1、000円(年間12枚)

●緊急通報装置の設置

一人暮らしの高齢者、高齢者世帯へ、緊急事態に備えて24時間体制で対応できる緊急通報装置を貸与します。

※協力員が必要。

費用／所得に応じて一部負担あり(1月当たり0～3、000円)

●外出支援サービス事業

公共の交通機関およびタクシーなどの利用が困難な高齢者、または身体障害者1～3級で下肢の不自由な40歳以上の人が、医療機関などへの送迎(市内に限る)に、週1回利用できます。安全を確保するために介護者の同乗が必要となります。

※車いす、ストレッチャー利用の人に限る。

費用／片道100円または300円

●家族介護慰労金

自宅で常に寝たきり状態にある高齢者で、要介護4または5と認定され、かつ日常生活自立度(寝たきり度)がB2以上の人と同居している介護者に、慰労金を支給します。

※医療機関に入院、または介護保険施設に短期入所している場合は除く。

※世帯の全員に、介護保険料および市税などに滞納がないこと。

支給額／月額8、000円

●生きがい活動支援通所事業

要介護認定で非該当と認定された高齢者が、デイ・サービスセンターで日常動作訓練や健康チェック、入浴、食事をして要介護状態への進行を予防します。

費用／1日500円(または300円)＋食費

●軽度生活支援事業(ホームヘルパー派遣)

要介護認定で非該当と認定された高齢者だけの世帯が、自立した生活を続けられるよう、軽度の日常生活の援助(調理や掃除など)を行うサービスです。

費用／1時間未満＝230円、1時間～1時間30分未満＝290円

地域支援事業

●配食サービス事業

老化や傷病などにより、調理が困難となった一人暮らしなどの高齢者に、バランスの取れた食事を届け、併せて安否の確認を行います。

※昼食のみで週3回以内。

費用／1食300円

●通所型介護予防事業

介護予防のための生活機能評価(元気度チェック)で、介護予防が必要と認められた高齢者を対象に、それぞれの目標に応じたプログラムにより運動機能などの向上を図ります。

場所／介護予防拠点(やすらぎ園パワーアップセンター)

費用／1回500円

●生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、短期間での宿泊による日常生活の指導、支援を行います。

※6か月で14日以内。

費用／事業費の1割を負担

●住宅改修費助成事業

要介護認定を受けていない高齢者が、暮らしやすい住宅に改修するための費用の一部を助成します。

※事前に申請してください。

助成額／対象となる改修費の2分の1(限度額180、000円)

●紙おむつ給付事業

自宅で寝たきりや認知症などで常時失禁状態にある要介護度が重い高齢者に、紙おむつを給付します。

※医療機関に入院、または介護保険施設に短期入所している場合は除く。

給付枚数／年間270～540枚(所得状況、要介護度に応じて枚数が異なります)

問い合わせ先
高齢者福祉課高齢者班
☎62-5350